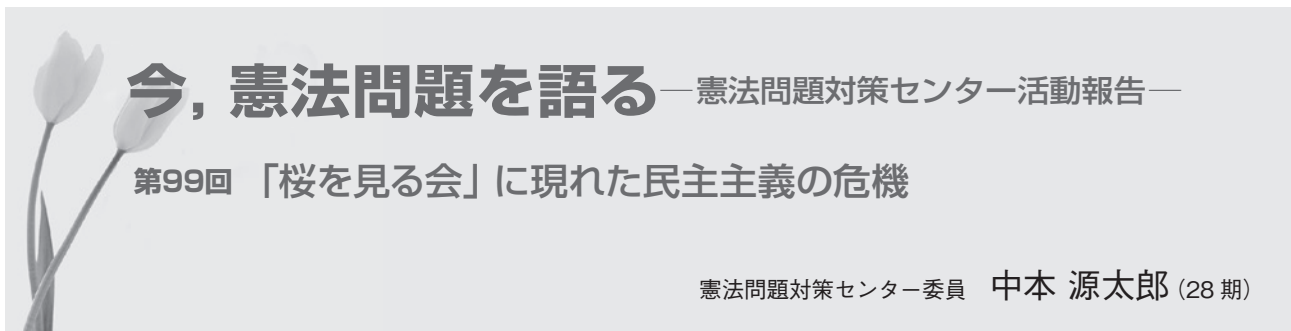




今、憲法問題を語る—憲法問題対策センター活動報告—

第99回 「桜を見る会」に現れた民主主義の危機

憲法問題対策センター委員 中本 源太郎 (28 期)

昨年（2019年）4月に安倍首相主催で実施された「桜を見る会」については、①財政法32条違反（本来は各界で功労・功績のあった人を招いて慰労することを目的とするにもかかわらず、首相や与党議員の関係者・後援者ら1万8000人が招待されて予算額の3倍を超える税金が支出されたこと）、②公職選挙法199条の2違反（首相や与党議員の地元後援者を「桜を見る会」で無料で飲食させたことや、首相の後援会の前日のホテルでのパーティー（前夜祭）の参加費用が通常の高額の半額以下であったことは、寄附に当たり得る）及び政治資金規正法21条違反（ホテル側がその差額分を負担したとすれば違法献金に当たり得る）、③政治資金規正法12条違反（前夜祭をホテルで開催しながら、その収支が安倍晋三後援会の政治資金収支報告書に一切記載されていないこと）等、数々の違法性と行政の私物化が問題とされ、昨年の臨時国会のみならず通常国会でも引き続き追及が行われている。

しかしながら、このような「桜を見る会」自体の違法性も問題であるが、この問題が発覚した時点で、国会議員から資料請求を受けたその日に内閣府が招待者名簿をシュレッダーにかけて廃棄し、バックアップデータも「最長保存期間の8週間で自動的に削除した」として復元しようとししていないことは、公文書管理法6条及び7条違反であるばかりでなく、憲法的観点からも、国民の「知る権利」を侵害し、民主主義の根幹を揺るがす問題である。

すなわち、「桜を見る会」は多額の税金が投入される公的行事であるから、後の検証に備えて招待者名簿は1年以上の期間保存すべきである。それにもかかわらず、招待者名簿は2018年4月以降に保存期間が1年から1年未満に短縮されており、あまりにも短い。しかも、2013年～2017年度分招待者名簿は「行政文書ファイル管理簿」への記載すらしなかった違法（同法7条違反）を官房長官が認めるに至っている。そのような状況にある中で、2019年4月13日に開催

された「桜を見る会」の招待者名簿を、1か月も経たずに同年5月9日に内閣府が敢えてシュレッダーにかけて廃棄したことには、意図的な理由の存在を疑わざるを得ない。また、バックアップデータは、組織共用のために電子データとして保存されるのであるから行政文書そのものであり、自動削除は許されないし、また、技術的に復元できないはずがない。政府の一連の説明は、招待者名簿を出すことによる不都合（首相や政治家個人枠の招待者や反社会的勢力の招待が発覚することによる政治的打撃）を隠蔽しようとするためとの疑念をぬぐえない。

そもそも公文書は、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」（公文書管理法1条）であり、しっかりと作成・管理され、政治過程の情報が公開されることは、民主主義の根幹をなすものである。政府や行政機関の行動、特に税金を投入してなされる行事については、主権者たる国民が常にチェックし検証できるよう、公文書が適切に管理され国民に開示されることが重要で、そのような制度的保障が必要である。それにもかかわらず、そのような公文書が政府や行政機関によって恣意的に管理・廃棄され、主権者たる国民に対して検証の資料として提示されないならば、国民の「知る権利」を侵害することは明らかで、民主主義の理念にも反するものである。

この恣意的で不当な公文書管理の問題は、「桜を見る会」の名簿破棄のみならず、森友学園問題にかかる財務省と学園側との交渉記録や自衛隊の南スーダン派遣の日報などが隠蔽されようとした問題と軌を一にしているとも言え、国民の「知る権利」を侵害し、民主主義の根幹を揺るがし、近代立憲主義を蔑ろにするものである。「桜を見る会」の真相と問題点は今後も究明が続けられるべきであるし、速やかに前記諸々の違法行為の是正がなされ、公文書が政府や行政機関の恣意を排除して適切に管理され必ず国民による検証を受けられるような制度を構築すべきである。